平成30年
5月1日　Vol.　60
発行元
札幌リブレ行政書士法務事務所

―行政書士安田大祐とゆかいな仲間たちがお送りする―

3分で読める！リブレ速報 focus

お役立ち法律トリビア

平成30年6月15日

【いつもあなたのコンシェルジュ】
011-213-0978
info@sapporo-libre.com

住宅宿泊事業法(民泊新法)が施行されます！

【住宅宿泊事業法】とは？

最近ニュースでよく耳にする”民泊”について定められた法律です。
2018年6月15日に新しい法律である【住宅宿泊事業法】が施行され、一般の住宅地でも条件付きで民泊が解禁となります！
5月になり、ニュースなどで耳にすることが多くなると思いますので、「民泊とはなんぞや！？」ということでご紹介させていただきます。

民泊ってなに？

個人住宅などを貸し出すビジネスモデルで、一定の要件を満たしていれば旅館業法の許可がなくても行うことができる事業のことです。

そもそもなんで法律ができたの？

個人宅を貸すというビジネスモデルの場合、旅館業法では要件を満たさないので規制ができない！なので、結果として無許可の違法民泊が増えてしまったので、民泊のための法律ができました。

どんな家だと民泊してもいいの？

①人の生活の本拠として使用されている家屋

一般的なお家のことだね

②マンションの空室
③空き別荘　など

普段使っていないお部屋も使えるんだね！

平成30年3月15日から届出は始まっているよ

民泊事業者と宿泊者をつなぐ役目

住宅宿泊仲介業者 ⇄ 登録・監督 ⇄ 観光庁長官

・民泊施設の情報を扱うサイトに物件を載せてもらう など

物件情報の提供

今回のテーマは、ここが重要！

宿泊者 → サイトを通じた予約・支払 → 住宅宿泊事業者

住宅宿泊事業者 → 住宅の提供 → 宿泊者

宿泊者が実際に泊まる所

住宅宿泊事業者 ⇄ 届出・監督 ⇄ 都道府県知事

★届出をしないで民泊をすることは違法です！
(罰金上限額100万円以下)

管理の委託
(不在型の場合)

・生活をしている場所ではない空き別荘などの場合は、「民泊施設管理者」が必要です

住宅宿泊管理業者 ⇄ 登録・監督 ⇄ 国土交通大臣

どんなルールになったの？

今までは・・・

安全面や衛生面が不安なことも…

騒音やゴミ出し問題等で近隣住民とトラブルも…

これからのルール

①宿泊日数：年間180日以内
②標識を掲示
③宿泊日数等の定期報告をする
④苦情や問い合わせに迅速に対応
⑤宿泊者の安全衛生の確保
⑥宿泊者名簿を備付け

一定のルールを定めることで健全なサービスを行おう！ということだね！

民泊を始めてみたいんだけど、どうしたら良い？

住宅宿泊事業法の届出を都道府県知事へ行いましょう

民泊では、貸す側・借りる側・近隣住民とのトラブルなど、様々なケースがありますので、事前に確認しておくことをおすすめします。

※注意点※

分譲マンションでも要件を満たせば民泊が可能ですが、マンション管理規約などで民泊が禁止されている時はできません。
また、各自治体の条例により営業できる地域を制限している場合もあります。

担当板垣です

フリーコーナー

食べたばかりなのに、甘い物食べたくなりませんか？

常にこの現象が起こっているスタッフの信田です。いつの頃からか食べた後に甘い物が食べたくなり、最近ではその衝動を抑えるのに必死です(笑)というか抑えられてないですね・・・お腹はいっぱいなのに、なんでか食べたくなるんですよね。
無性に〇〇が食べたい！そんな現象にも理由があるそうなので、ご紹介したいと思います。

この衝動・・・ 実は、ただの衝動じゃないらしいですよ！

じゃあ、何が原因??

ズバリ！
「栄養素が足りていない！」

ええー!?

・・・ということは、甘いものが食べたい時は砂糖が足りてないってことかな？

甘い物もっと食べなきゃ！

いやいや、足りていない栄養素と食べたくなるものは関係ない！

じゃあ、何の栄養素が足りてないの？

代表的なものを表で確認してみよう！

食べたいもの	不足している栄養素	栄養素を補う食べもの
チョコレート	マグネシウム	ナッツ・ほうれん草・豆腐・果物
甘いもの	タンパク質	豆乳・大豆製品・ささみ
油っこいもの	カリウム	ブロッコリー・アボカド・納豆
コーヒー	鉄分	番茶・ほうじ茶・玄米茶
炭酸飲料	カルシウム	ブロッコリー・チーズ・ごま

他にも血糖値の急降下によって空腹を感じるのが早くなってしまうことも…
糖質を摂りすぎると血糖値が不安定になり、生活習慣病になる恐れもあるのでバランスの良い食事を心がけることも大切です。

信田です！

事務所ニュース

【代表プロフィール】

■自己紹介
行政書士　安田大祐(やすだだいすけ)
出身：札幌市南区真駒内生まれ
　　東区東苗穂育ち
趣味①：音楽活動
趣味②：海外バックパッカー
■略歴
・札幌開成高等学校卒業
・北海道大学教育学部卒業
・札幌市内医療法人にて勤務後　独立

2. 信田(アシスタント)コメント

甘いものが常に食べたい私の場合は、タンパク質が足りていないということですかね。こうみてみるとコーヒー以外のものは衝動的に食べたくなることが多いので、基本的に栄養不足ということでしょうか(゜o゜;
お菓子もまったく食べないというのはストレスがたまりそうなので、何事もほどほどにですね。

3. 代表安田のつぶやき

4月は、事務所の四半期お疲れ会ということで、奮発して「ふぐ」料理を賞味する会をメンバー全員参加で開催しました。なんとも贅沢に、てっさ（ふぐ刺し）が1テーブル1皿ではなく、1人1皿の豪華な感じで感無量でした！
たまにはこんなご褒美があっても良いでしょう！次の四半期も価値を提供できるようにがんばります！

【事務所データ】
札幌リブレ行政書士法務事務所　（代表・行政書士　安田大祐）
住所：〒060-0034　北海道札幌市中央区北４条東２丁目８番６号札幌ユニオンハイツ５Ｆ
電話：011-213-0978／メール：info@sapporo-libre.com／HP：http://www.sapporo-libre.com
札幌リブレ　検索

【取扱業務】
▼**企業支援**（法人設立…株式会社、合同会社、NPO法人、一般社団法人など／許認可申請など）
▼**介護事業・福祉事業開業支援**（デイサービス、訪問介護、ケアマネージャー、障害者の就労支援事業所の開業手続きなど）
▼**外国人ビザ・滞在手続き支援**（在留資格に関する手続き／外国人が日本に適法に滞在するための手続き）